

上下水道局災害等における緊急応急工事等における暫定契約の取扱いについて

緊急応急工事等の現状と課題

【現状】
 応急復旧対応は少額案件に限定
 ●小規模工事（130万円以下）
 ●業務委託（50万円以下）

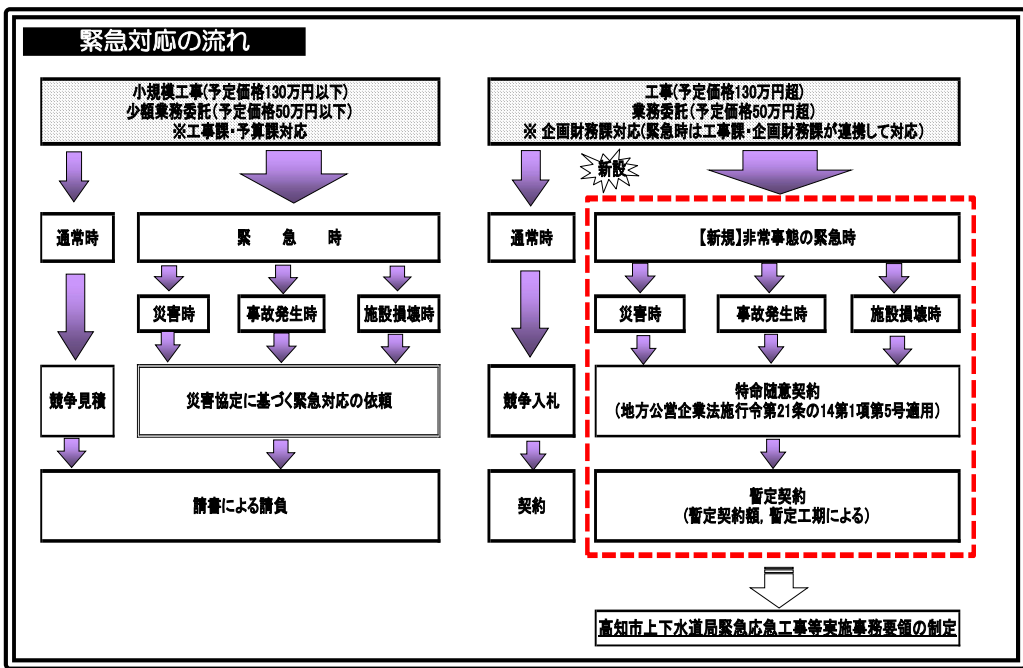
9.8豪雨以降は比較的大きな災害がなく対応が可能だったが…

【課題】

- 南海トラフ地震の発生
- 9.8豪雨級の水害発生

→ 小規模工事の限度額を超える 応急復旧対応の発生 → 対応困難 → 応急復旧工事等に係る 発注・契約制度の見直し

【見直しのポイント】
 現場着手のスピードを優先（入札・契約手続を可能な限り省略）
 応急復旧対応の受注者への対応（前払金の適用の可否、工事成績適用の有無）
 工事担当課、企画財務課の連携と役割分担の整理



要領の概要

- 緊急性の定義
 緊急に措置しなければ市民の生命、財産等に多大な危険又は支障を及ぼすと判断されるとき
- 緊急応急工事等に含まれるもの
 - 災害等に伴う緊急応急工事
 - ア 上下水道施設等の破損や故障に伴う工事
 - イ その他災害等に伴う工事として上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの
 - 災害等に伴う緊急委託業務
 - ア ①緊急応急工事に係る調査、測量及び設計
 - イ その他災害等に伴う委託業務として管理者が認めるもの
 - 災害等の防止のための緊急応急工事等
 - ア 上下水道施設等の破損や故障の防止のための工事
 - イ その他災害又は事故防止のための工事等として管理者が認めるもの

（具体例）

- 緊急応急工事
 - ・市民への影響が大きい上下水道管路及び付属施設の破損等修繕
 - ・断水が想定される取水・浄水・送水・配水等施設の修繕
 - ・故障した水再生センターやポンプ施設の復旧及び予防措置
- 緊急業務委託
 - ・施設点検・緊急パトロール及び修繕、漏水調査、管内調査

- 緊急応急工事等に係る役割分担
 - 緊急性及び緊急応急工事等の発注の判断 ⇒ 工事課長が行う。
 （企画財務課との協議、予算措置がない場合は財務担当の合議要）
 - 契約手続（予定価格決定、見積依頼、暫定契約の締結）⇒ 企画財務課長が行う。
 ・契約は特命随意契約による（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号適用）。
 ・速やかな現場着手が求められることから、契約保証は不要とする。
 ・受注者の円滑な資金調達を支援するため、前払金の請求を可能とする。
 ※暫定契約：契約締結時に①契約金額及び工期は暫定であること、②現場着手後に工事（業務）内容が確定の後に当該確定内容で変更契約を締結する旨を特約条項として付記して契約すること。
- その他
 緊急応急工事等は、高知市工事成績評定実施要綱及び高知市土木・設計等委託業務評定要綱による成績評定は行わないものとする。